岷江入楚

賈木

特別
へ12
4604
9

特
N12
4604
9

賢木　二条右大臣紙左大臣侍太政大臣

女二歳　大将

六条御息所不相副斎宮可有下向事

九月七八日頃源氏野宮事

十六日斎宮群行事　斎宮十四歳御息所哀

源氏奉付榊枝文事　御息所哀

十月院御幸事

行幸并行啓事

十一月一日院崩御事

十二月廿日御中宿畢中宮移三条宮給事　葬送事

女三歳　天下騒動

大将参籠事　病物怪事

二月御匣殿住尚侍事　勝月参詣事　御匣殿

以櫻壺為御曹司事

桃園姫君為宮廷住事

大将参内思離事

小汀文庫

48 3678

大将殿又お細殿之局見給尚侍殿　参内行幸
以かわ出自花垂之次奉御達方々参
密通三条殿一日籠居深草龍中殿　三宝院殿
秋詩雲林院殿
習読天台法文殿
学書お二条院殿
学士お摂政殿
奉雲林院殿の歌お三条殿
九月廿日東深草お内裏虹貫日之白殿
退出之次以弁宰見深草
東宮御方啓中宮殿　有逢之所
勝日東尚侍送書お深草殿
十一月一日故院九回忌奉書お中宮殿
十二月十余日中宮御八講殿
結願日中宮御装束殿
命婦殿同出家殿　九戒師山座之

廿四歳
四月廿八日　道宮殿
右大臣上敬仕表殿
五月三位中将殿　参議有俊朝臣
十日許之後中将頭殿　時八九歳　殿様左之之
中将二郎殿歌合殿　密通殿
尚侍殿里居之次度々密通殿
雷雨之日父大殿来尚侍殿　深草殿
二条大殿以尚侍殿被許中太后殿

賢木　源氏廿二歳九月より

山里おハ二十年ばかりなる　秘抄同

世ゝの高きその市をとりけるに

（ロ）赤ゝ紙をもてはしりかくしてのみ侍りとあり

初おハさうまをいさゝかのみてとあり

私さうの字を書き侍り

板樹　日本紀　賢木　同抄　俗説

秘　秘抄中宮より舞を賜ふ　九月十六日の宴の

事　年月

高砂　をいのなかくなるまでとあり

高砂は長くながらへてそなたにてはなく

なりぬれば　（　）

ながらへぬ　大阪北面と養と五日長一ぬる

[illegible]

秘 養子のことを世人も

[illegible]

家[illegible]ことも 尋聖[illegible]世と[illegible]人も[illegible]

その[illegible]ことも 秘 養子[illegible]成[illegible]ことも[illegible]

[illegible]

秘 [illegible]

[illegible]

秘 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

九月七日の夕

十五日の祥月にて[illegible]

十六日の寿[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]十人ばかりとなり　家ばかりに十余人ときき
て十人ばかりとなり　[illegible]

[illegible]　[illegible]の人ばかりなり
[illegible]　[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

河内 火燒屋 炬舍 火爐 須磨 助鋪 みすこや

肥前 火炬小子二人 山城國葛野郡の秦氏の養子なり

延喜式にみえたり

[illegible] 秘 春家卿あり 而用不分明

[illegible] 秘 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

[illegible]

秘 [illegible]

[illegible]

秘 [illegible]

[illegible]

初学記云月七日為魄 [illegible]氏物語 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

声切こく恨遺塗斯時、とゝこゝにつゝわをるやうな
思をいだき
私過ぎの山陰六月の京と氣時に感慨をとゝめる
ぬる深市長平氏の心ゆかしさ
て久しく中ゝ付き長平氏と共に
ゝ付き中をつけてうたゝ物を西に
そ有ゝうゝさけまなるゝ
晴方まれにつゝ雨さけさをこゝなたゝしぬ杉ゝ
山つゝゝ出ゝゝやゝなる場の花ゝくゝゝの
ぬゝまをゝけの心ゝれやりてゝゝ
葉ゝ物ゝれゝ使ゝく所ゝゝゝゝ
ゝゝゝ晴方ゝれゝ
晴のゝゝゝゝゝゝ
大座四月心惣芸能中陽斯是秋天
私ゝゝゝ晴ゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝ

松も
私ゝ京氣ゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝ

てうこれ市墓[illegible]
[illegible]
おきしを加へ五段疑貼
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

十二月ノ つゝ　て　は　ゝ
弁宣　辛行の日　西河　て　候　の　あり　帷　の　宮　て
中臣　麻　と　て　ま　ま　あり
西河　禊
ゝ　ぶ　ゝ　ま　て
長奉送使
天曆御時東　ゝ　ゝ　ら　侍　り　の　長奉送使　て　あり
ゝ　と　て　中納　を　納　し
百代　の　り　め　ま　ゝ　を　行　と　ま　ま　ま

天原ハ高天原ノ略ナリ神ヲ天原ニ高ケルハ高天原ノ略ナリ

秘 此ノ書ヲ此ノ文ニ

傍 国ハ国ノ略ナリ神ハ国ノ略ナリ

秘 ウツハリ云ハ地海ヲ書シ山海ト云ツヒニ切ノ神ヲ

神ハ地ノ石ノ地海ヲ云ツヒニ切ノ神ヲ

或物ヲ云ハヤウノ云ハ物ヲ云ツヒニ切ノ神ヲ

ノ此ノ書ヲ日本ノ此ヲ

ヒトツノ

八洲ノ事

何 旧事本紀云 伊弉冉尊生淡路洲為胞意所

不快故号淡道洲即謂吾恥之洲生伊与二名洲次

生筑紫洲次生壹岐洲次生対馬洲次生隠岐洲

次生佐渡洲次生大日本豊秋津洲因斯以先

所生謂大八洲矣

惣産生大八洲次六小嶋金十四ヶ嶋甚處々小嶋

皆是水沫潮凝而成者也

秘 此ノ物ハ海ノ文ノ此ノ

秘 ヒトツ

ヒトツ

ヒトツ

ヒトツ

ヒトツ

ヒトツ

ヒトツ

ヒトツ

ヒトツ

ヒトツ

ヒトツ

秘 ヒトツ

秘 ヒトツ

秘

[illegible]

[illegible]

[illegible]

神文祥行の日吾門あるべきなり
ちゆ中の付まくあるべし

平花寺より

[illegible]

興の時こゆの神文祥行の日
てそなはるまゝ同興
行者の付吾所の山同興
八葱花とく風輩
らくるを山興のもの
とるべうせとと御渓の行者或法社のり者
とに葉山あり神文祥行の日 八省一の山と則
葱花と用ゐるこ
幼雅なり加よ同興あるこ但聊不寓あり幼雅と
ゆるゝ今神文十四歩同興の係りてとあるこ
伺仕法相けの法より及ぶこと
同六同興のまゝ隨遠して不寓こ

ちなみにけるさらなるまゝすべし
平 山昌寺の文大合神事
稱秘 人と后みのと思ひ
相相相とひけるこ神文同興ゆく同よ寺名者
陽付のまゝ元会神事
河世継元忠年のみゝ山女房の山昌寺おせの
つのまゝ位しまゝ加伺仕法のこと山まゝ
十六まゝ文の 山昌寺の
秘 年記の事花寺ゆくこ
秘 年記とゝかの伺仕法山昌寺十六まゝ加文よゝ
てそのゝやゝ秘好中ゝ
お場おゝゝ山昌寺
乃立場伺氏四歩の付
くしたゝてお場と
保明太子
秘 秘ゝ
秘ゝ
秘ゝ

六位蔵人
弁

のうことをかきてかの西の方をはらへ
市聖の仰せに諸仏諸菩
秘門 秘 今日は法会の日
薩の名を唱へ出でとすれどもまよひ
或物に成るものとは赤の字をとりてよみちち
おもひとなりてもちゐるものなれば
和しやうをかけて大力をとんぢやうの法
ゆるしまゐらせ
何
西塔の道場に詣し忌の字をしりぞけまゐ
しかの心し文殊義の四句をもて多用ゐるものゆゑしき
いまをかなり
みりと市心うきき失薩院こけ時の事は物語の事
もはるかに長れてくに伝へきく
秘 記のかう
われの市ちの勇てかてを
其後禅室西河の出房に安置おきまして天皇宿
よ奇しきて大大臣家の怪房に安置おきまして常に
此衣をぬきて帝に市出装束を改めて大臣殿の御
て宮御庭の東市庭の東四つ辻に中宮御麻を
もてまつりて生ほ義人をもて奉生とまつる
へきよりと作り冊王に興に乗せ大臣
殿の御壇とすゑ興よりおりて刈東小の
南面の庭に冊を置き御出ありて
きあ国の庭に畳をしきて
をなきうちに髪あげをしたりすあ房に性を
こそとけなきに市乳母にこそ次天皇
こそわと二ふ忌をたかに納を成信ようこつきて中宮
忌部とも寄面氏に法オをみもちて市聞とちゐ
作の宮とけ陶り次よ額の指れ筥をもて義人
以内侍をつけくれをしまつる伝とうも一内侍
すこちあのまよりとの時冊王宮
指如房に帳をして祝作を天皇筥に入る
ことを作て京の方をもむきて伝まあり
筥と内侍これをめてたる寄は大臣殿の東方

[illegible]

勅使長奉送使[illegible]

[illegible]

[illegible]

二条ちかうのみなら
秘 二条院のうしろのまうてうして　出家すれば　八十
右 祇王興出昭訓門至八省東路南行至都堂門路東
折至東福門南行即出東振門経二条大路東行至東福
寺 洞院大路西洞院ともいふを子細
なきまゝにたちまちに　御木をもたれる
とみるに二条院の二条にかくれ小家極めて
向い二条にたちのきてあり西洞院にかれまいりて向
しるべきなり
寺 所方下向事　一説　春夏之間
うちはらひ　此の所　所方のうしろ　件のごとくしつらひ
かくうとの中に家をおこし　所方の北
院の御所　村上の十の皇子おはしまし
不知諸事　私勘　宗長年
はるばるまさしく
河 西四条の所方家の跡にて

教盛集
世にあるのいろの深きもいろいろ神かけて
秘 秋年　号此方
保 あるすてはかりあるもすの川やさをの流れの秋あるもの
四つ　はるばるまいるやうもすの川の八十瀬とそあるとしるべ
色六下の四こ四いとの川の八十瀬とそあるとしるべ
色 神なれぬ色ぬ物やとはぬ秋まい
と　めしとぬもの秋をと　鈴鹿川伊勢国鈴鹿郡にあり
古歌のあるとも　四方山見和のなり　所多れ　秋家よ
又　甲賀　すし　秋家あり

色六重集
色 すの川八十瀬の波のぬもしれぬ色せまて　秋のせたちこせん
秋 ぬれしくもとぬもせるぬもしぬ　ぬるとも
ぬもすもはしるすもはしるすもあるとしぬ
河 すの川やうせれをとるとうらうるかあり
よあつらし　借うる
色の川やうせれをとるとけるあつる対
色の川やうせれをとるとけるあつるとあるとた

[illegible]　歌の中にれいや　市聖の見えたる

河　[illegible]　[illegible]

心詞とうへをやとあるよ文殊書れ中ま[illegible]

まや空市やり空道見弘法大師の筆大内の額紙

[illegible]

やあるとうへるやりつる面白[illegible]

秘　市聖の市遊行あれをくるもや[illegible]

なるへし　年月

私　河　能書物の筆にあたす後の筆面白[illegible]

[illegible]

まて[illegible]

係　[illegible]

秘　[illegible]

[illegible]

秘　[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

朱雀院

桐壺の巻

[illegible]

[illegible]

[illegible]

（冷泉）

[illegible]

（秘）沙汰と一度すべきなり

[illegible]

（河）李部王記に延喜御門家後御宴に同春宮 朱雀院

七八歳御時舞員信三十時左右為御供 参内 主上

御前面に時間有五ケ條作一者可書神事二者

可仕法皇之若可[illegible]左大臣 四者可奏古人

其外一ケ條御志 春宮御退出時左大臣

被奉問 非記文取意

[illegible]

[illegible]

なるべしもうくうまつり給へ

（寄）東宮氏伊とけるおりまゐすべきあり

中宮のおりまゐるよ 秘 為つね 中宮の北の方うらさ

院の北の方やう又東宮のいとけなくおはしまして

[illegible]

[illegible]

（秘）延喜御門家後の四条北河の事書記にあり

[illegible]

私冷のけるおりまゐるとうらく桐壺帝

のおりめしこ 中宮 私若宮にて

大臣はつるまつり給へる 私若宮にて

院へ北の方東宮の北の方やう去家冷泉院のうら

こまゐ給へ[illegible]

東宮はけるこそ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

位の沙汰おろかにおぼしめしとるべき義にあらんずいの
まうくるもの也

大まうちぎみ　弘徽殿皇太后宮
中宮のぐ　入道殿中宮　例あり
私ヶ市不審
それをばぬ　私大臣の事ばかりぬとぞうれたる
私世市ヶ沙汰ばかり軍決とりはしり　花壇中宮
うれ懸抜ばかりとくおりて家ぬ中宮
もこれと弘徽殿のよりぬんとはとりもて
凡位ときこえ申ものと
位とさらに世の政とおもうもし給事　源氏天皇
御例ばかりの世の連綿なり　平秀
おぼしめしてきこえにけりおりしく
私二条太政大臣　弘徽殿の父
平　右大臣　但太政大臣　左大臣　例なり
おぼしめしく

二条右大臣任太政大臣　越前入道左大臣元慶四年三月
右大臣在委任　但太政大臣　越左大臣原融例也
河　後漢書に有章弦章弦章を使　鞠　光を
常に用ゆ　後漢弦章弦うのつる　光を常に用ゆ
いまだ七光と人ばかり　後鳥羽院　若鳥羽
時に后後　宋後　后　后
宋崔信　なりぬ　とあり
恒忠なり　左大臣政　補　なり
とぞ
私凡ヶ沙汰　未詳　漢惠帝　弘徽殿太
后と呂太后　惠帝　其性弱　悪
いろ人の仁　弱　悪　宋
此仁弱　世　此　動

[illegible]
羅市 日本後紀 孝市 秘 孝市
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
花の[illegible]
縑衣 聖 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
麻布[illegible]
國史に仁明天皇承和七年五月[illegible]
淳和院天皇除素服著堅絹御冠[illegible]
臨朝御簾及屏風緣并用墨染細布
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

まちてあり[illegible]いちく[illegible]石[illegible]おきをおくと
家三条殿家の 秘若つたへ 清星亭の三条家にうつり
[illegible]
[illegible]より[illegible]岩戸の家 秘 紫式部の父若つたへ見る
雪うらくて 冬月の[illegible]
院のうらやし 色もまさる桐壺みやのおもせ院まく
[illegible]
大和殿[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]れと　秘　第子況と　再円
[illegible]世話さし紀　中京行啓の作法い今[illegible]
[illegible]　中京行啓の作法い今[illegible]
[illegible]　再三条[illegible]　秘円
[illegible]　再三条[illegible]　秘円
[illegible]　秘　養老[illegible]
[illegible]　再[illegible]
[illegible]　再[illegible]　秘円
[illegible]　秘　天下亮闇の市なり
[illegible]　秘　市位の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

再
[illegible]
[illegible]　秘　[illegible]　再　三ケの[illegible]　秘円
[illegible]
[illegible]　秘　[illegible]
[illegible]　号日絵筒と納銭市[illegible]
[illegible]
[illegible]

俊成卿ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

物のさこと　私ほうの

私ほうの

いまし[illegible]

ほうの性をいとまなきなるべし

院のおしまつる世こそ

秘　物垂の[illegible]

后のさりなきさいはいとも

[illegible]

秘　[illegible]

[illegible]

左のおいの

ほうの心

養子[illegible]

こゝのあさこと

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

秘　阿觚稜文選

是文選

上都賦上

觚稜而棲

金爵より

心の新かり

[illegible]

[illegible]

秘　[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

何史記曰　孝惠為人仁弱也

[illegible]

秘　毋[illegible]

江徹攻の父[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

秘　勝のかほのようなり

[illegible]

[illegible]

[illegible]

何　五壇御修法　石部大威德　降三世　軍荼利夜叉

金剛夜叉

或物ハ法ハ五壇の法ハ法ハとて結ぶ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

秘　[illegible]

[illegible]

秘　江徹攻のかたぶき

[illegible]

[illegible]

中納言ハ[illegible]

秘　[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

をもりまなるるは　勝いうろくくてちりなる紙
はらうてしけるる須
（秘つくるのりちるるよ
同之好るるるるるんよ
角こうりしたの井ドさるるねとこいるるなり
（行）（寄）
（寄）同之ものの中はいるるや　冊　一部
私ものいとまの女人の方江戸の間を東北ゆの
（る中の上首之るるるるるるるさ　私ものの江戸の間
るるるるるるる

山東京伝の古物語りくらべを来月より板行す
[illegible]
[illegible]
[illegible]

人々はつかうまつるんなるもあめ[illegible]
[illegible]月[illegible]　[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

秘 私共ハ世の是非ハ知て若つるの世ハ
なるとの事ハ知ぬ
けれ共ハ世のうらをけさ
秘 人ハ世ハ若つるの事ハ世の根をのうてもしんとあ
とハ世ハ知ぬ 平円
秘
あぶ だ文字 清し 秘
或物 仏ハ心のあるとなるとありて心ハ我れ
なるを物ハ生を春ハ春の花ハ秋ハ月
あるとハつねく物を物をしてあり
私ハ我ハ流ハ同ハ生ハ世ハ
いかすとまを仏ハ
私ハ我ハ法物ハ法をしあるハ世ハ
とまをハ法物ハ法をしあるハ世ハ
ことハ世ハ生ハ世ハ世ハ世ハ
ハ世ハ世ハ世ハ世ハ世ハ世ハ

秘 ハ世ハ世ハ世ハ世ハ世ハ世ハ
ハ世ハ世ハ世ハ世ハ世ハ世ハ
ハ世ハ世ハ世ハ世ハ世ハ世ハ

[illegible]

秘 [illegible]

[illegible]

秘 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

せうこうぶんれいこもんのやうに
秘山市を奇特のものなりと何海ぶんてちうこうるの
ちの仏ハ戚夫人れいこうとあるくとも人
ちうこうるの市ハ名まうしとし 平
戚夫人ハ漢高祖の妾趙王如意の母ニ恵帝の今
ようくあるもしをたんとうもつのまうの事
けりて立ハ崩し給ひ恵帝位をつぐ給ひ
呂后ハ高祖の皇后ニ人梁として戚夫人の眼をぬき
市ハ人梁とあるもの市ハ人もやうのやうにあるもの
若つる中宮ハ太后と申されたり
史記曰 呂后怨戚夫人基多趙王因戚夫人断手足
去眼燻耳飲瘖藥使居廁中命曰人梁
図之見り目のやうなるといふ
白山記ハ呂后恵帝ゆるの市とのまてあり
平

うりもさるん市を
秘若つ乃ハ家あるんまさるこ
まうるみてまつてくく
若つる市ハ市のうるのうつ
てまつんとおもひ
市とうもまいれ
秘ほハ中宮の切腹ものとうの指をにさうの事ハ
あるまこと
心しほとちハけとれうう
ほのの市を今ハ弁ようはてくるこ
文ハにうう
秘まうる市ハ
私云ハ中宮ともうしうけてうれ
れてとうもまうるの市とハ
まうとしハ中宮の市ハ
し中宮とうてと
平同之同し
ハ中宮の市ハ
ハ同じさる

[illegible]

[illegible]

[illegible]

それはおそ　　なつの詞　或アル国ニ有シトキ
さやうの事はよく有まくるとも
つこそはもしうてて
或アル　年もくるめれば　蟹の歌ひろひ
ゐはもいうこはとはけ　房事をいるも
よのそうれやうよ
黄昏僧　二間護僧也
内裏は二間おさまりて　夜と共に加持まつる僧
いとうかまへて
秘　家内はんこよりこ間まへ
間あらく　秘　表文し
いさらはをぬ　表文は詞
あるかの立かを　秘　原ようく解ふと
ぬきすくこん
とうこうとうとうとやうなるとやぬぎすくこん
とよのまへきこん

ぬうくみるとまつくまつりて　てんをまらやと　稽
界　表文は原しぬよりの
いとくくしいれ　拍子
よく原は似るなり　ものきるとけまいうの名やとうんと
よく似くうつうきいよ
拍子おきすと　拍子ものうきいうの
世ようこ　ものうきいうの
同出　筆の跡は
古形の表文をとうこうこ
同出文の表言はうこ　或物若つよ中家
九禅若童の事
私と若つよ家紀
秘　若つよ
あきはこ　ものうきいうの
若つよ　ものうきいうの
定林院　はこ
界　法和の離家　見何　うとん院とよむ

秘 仁光院自筆二十枚 後伏和尊

五十二代 清峨 ― 五十四代 仁明 ― 五十五代 文德

五十三代 淳和 ― 五十六代 光孝

良峯安世　遍昭

常康 ― 空也上人

秘 河海抄云雲林院は淳和の離宮なり 或は墓は雲林院白毫院の南小野篁の墓の西と云法の實義 門日記云はるかに林院あるよりみそらにうきて 孔雀経云 ひとのまさきなく 遍昭のうた 伊勢物語

第拾七

雲林院は 桜 つさ桜 つさ桜 つさ

有尾新撰院号為雲林亭
承和十一年八月癸巳幸北野駐蹕於雲林院閑
賞池塘賜宴祥作日暮還宮
元慶八年九月十日卯攉僧正法下大和尚位遍昭
奏言雲林院者故無品常康親王之旧宅也親
王出家為沙門貞観十一年二月十六日以此院付属
遍昭曰深草天皇給此居之天皇登遐常康薨
髮昊天園極德猶難報恩願永為精舍令學天
台之教伏思之慶寺永賜年分度者三人傳天
台之法門許度之道請為元慶寺別院成親王
之心願矣院中雜事擇遍昭門徒中堪輪奇
者令其勾當　勅依請聽之

こはるの山のたせゝと
桐壺更衣はたとそゝいと　再同

妹の野れいる面ちまるる
関之杜のにはなまれるそうめ京花

うえませうゆく
つりしうえま　書海家
私書表紙ハ只うえまといふ
ふるらのいゝ世中れつるまま
私ハ　うまゆと
私海家ハうとうせくまゝ行ふつまゝ行ふ
むまゆ　ふるらのあれるうと
行うふ人しまそ
天のたとゝいのうのうれうふ人　ふそ　うれる
再秘同之引奇一同
私ハうの世まうつて行うと　いるれ
の家ハうとうせうとうつて　やうゝ行ふのとうとまゝ
ふるらのあれ毒のつもの　ふるの世ハ三ふ同　ハ行う

三人のえんをもまねとも
を明るの月けい
法師たちはあるてまつる時分をもるの月こおれ
ゆれ頃をおり法くりまちり
がくとうく
花さくの色
菊の色こきうしきの業なり
体あり法のおの時の記の業をもてまつる
うたを時記とけり
当るれけるる
さしあちまの記方を　法れいし
律師のほくとも
相夏衰の光陰の　の叡し
法こうりしゆ生
一々光明遍照十方世界念仏衆生摂取不捨
観元量壽経文し

なるやとおりなるよ
何てうもきそとやと
先ひは去れ
図々しく次すし業の事と思ひまはしと
ろうき古んなるや　菊の浮し
まいるぬ日りしし心なくのと
三年図書心ぶとくとあわいおつるくとアり
ろうき記ねと業とこれりとてはつるれ
るのまとを連るれわれ
けもるれぬてやとうろ伝ろるれと
うたちるの頃し　事世とのれいやのし　稽
図書通世ろうとしの
つ色ろうとえてく
或物法の業のまを思ひやそこのつれとしな
くとめくくかそとまいまちれとを下の詞の人れ
よれ巻とあり

さてさてしるすあるべく
秘法の事し 事内
いるるべく
しるしのとしいまつ
つる羽し
みちのくのうに
事 檀紙し 白てあつき紙し
らしけりに
関そばこつくりそのうに
ほ 俵ちの家はやとわきをとて四方はあるそこりのまま
らしもきこるすうく西白一像ほ上東つ俵まま
いるもこれよるし俵のこりのもの紀と見るよせち
事 俵のしりのきに見るよせてよあり新家西の俵
下のの世ちりくるる事と四方は見とりの俵
とるするのこのあるきまと同じ俵同じ
け 主つるあるとなりて先ちのみち俵の日上東の

俵中をやもの時つりし事 一重俵清奇
俵ちの家はやわを先をまて茅とおあるまるま
松ちとなるとお家をるまとお慶としなり人
アの俗慶とおるよし
又私家るるあるとおるときやを見るとたまの
ゆいそはくはこれしはしし品似ち
かまし 第とし
ほ ほ ほ
ぬ 俵ちの書ようこの俵たた
事 俵茅の家よりはちはたるの行をもあるわ
かるこくようこるてちあるるるこきとあれ
新家とおの見とけてせるのこもしきあ
はこの上はしこるこもあるるとちの松俵の品
みるやこるるちくほの西風はしたのきいあるる俵茅
のくくや主りしそのもるるき俵茅の家はるるるさ
たちやこるる仕見はるけくとと新家とと同清

[illegible]

[illegible]

[illegible]

秘　中将殿の御局へ　冊侍

秘　東宮より　侍従

秘　中将殿の御局へ　冊侍

秘　東宮より　侍従

秘　東宮より　侍従

秘　東宮より　侍従

[illegible]
[illegible]
野の[illegible]あり[illegible]
[illegible]
[illegible]

同之二ハ信しらく中院のかとそすすうて
なるまゝすりそわりてしとけとさとこまるの絶とみるこつり
まるくと同しまに仏乃深物いか一同まくまに
つまて弟中院之と世院を用て
六十巻としかあり
天台六十巻（本書目巻　玄義十巻　文句十巻　止観十巻　秦朱沛作
末書目巻　釋籤十巻　疏記十巻　弘決十巻　湛然作）
是号三大部
中古記之所引日主と當六十巻結一条院令學此六十巻行
（例）
いうこまを見おうるいて
学おくこうるとくのうること
物らうあるもまて
かやうの四とすの四とはうたんもあるこすす
あれとけ第のけすのうるこうとうて四よ少くみるう
うるのすこと

人ひとりの出こと
こそぞやゝ
ひりのまゝ物ゝ
当中のおれ氏まくし
こうもかれを
出ひるる人とも
出ひるる人とあり
秘　ひくいや一人とり
異　栄ひるこ原やゝ一人こ
何　栄振人木の栄ひるこ
まの栄のちりまるこ
一院般百人年巻こ
何仏房院物語の西賢寺弟子とみるこ
仏房ハ之般隆院之人こ般あるこ
振人と日本紀折枝業人とあるこ
ひりてひるこ栄の
秘　巻ひこ　平河之月
清涼殿こ
西彼面こ　四月巻ごり
麻
藤の他のくらるこ

愚案ずるに神武天皇の御代に
ありしを宋書に倭王讃
ひとあり　上仙法師
案明に宋書に讃を倭王讃
のあるのみにて或は讃吉人
うるさき市車のうるさく
服装車　板車
西京物語　重服に郷京黒装束
今案諸国中といふほど有て父母の
喪に服あり　年月
服装あれども
うたてみすぼらしく
服装のいとらるれい衣装
もとをくせてあくまつる
世界　世界
ひまらぬ

秘雲林院ものうりの分の市
河内日比の浦ひまとれるやうに思
世界のうるさと　世界の人
秘南代の成くはうしるひ
あいなき分と思ひみるる
秘源氏物語　年月
私に問ひたる
あいなき分
とんでもなき
世界
世界
世界

[illegible]

大和のいにしへ物語

[illegible]

[illegible]

[illegible]

秘 さて世ごろ伊勢日記をやりてあんいこころ
ありあけのつきし 寿

みしこころ
何 秘 なにはがたなにうらめなる奥ふかきなる海草
秘 ふるさと海はいかに 引寄同 寿
よるは海はいかにうらめしかるらん
ほのぼのと富貴不帰故郷如衣錦 衣行 実記
おりうして
秘 古拝姫ようくいんとしまわれたこと
ひめとまうす
若つるのはこ五葉を真しの山ふんをる
恵いのいとのうすき
秘 ほのぼのと
もしられぬ枝をちらせる文をむすびつけられること
ひろいのあとをうしろひく
赤面しはつるとあるすこ 動物出産五葉に付ること

ふるはは其名をしのぶのうらひとをあひく
赤面のかもあり
あるこをひやりつるこのはかのうらあり
寿 ほのぼのとあけぬるかいかをこをひやりあるさ
ひとはのうらとも用こ
あるよさくせく 五葉の事
このはれは事まつまてる
秘 まこのの事なるの実ものなるあなるこのはのうらを
はるのうら 寿同
とさしこのうこ
秘 ほのぼのこ
関之風流めきこのもてるこのてこよのてはれ
まのこ まこのの事のうらとあるほのぼのはれ
つるをのうこつくほのぼのこ
伊勢もうこのこのこのこのこのこのこ
秘 ひさこのこのこのこのこのこ
関之若つるのはこくおりこのはこのこ

不審なへさまをもてなされ候事
まうてはべりなんとて日
中宮の三条宮へ御ぬけ出の日源氏と書
若君の御ぬけ出まうでの日
まうけの御ぬけ出
秘 まうけの前へ朱雀の院前へ
院へもうし院へおなじくまうでの
秘 朱雀院の御相撲のみたに御ぬけ出
あるべきやうにて
同 御ぬけ出あるべきやうにて
の果の日なと方の御ぬけ出
やうに御ぬけ出
秘 源の院へ御ぬけ出
御院の御ぬけ出をもひいでたまふ事
の御ぬけ出
勝負東北院へ参詣の御ぬけ出

市にれうとりあつめたる
をのこあるいもの
山のみち
をきまくまき
冊宮のうらうら
秘好中宮の御場へ
御まくらをとりて
かくて世にふる
秘しらけく
秘 朱雀院の
御ぬけ出
東宮の御ぬけ出
長月の
あるひとも
四つの四月亮院中宮
中宮のこと
秘 源の初と中宮の
秘 朱雀院
冊宮の御ぬけ出
秘 御ぬけ出
あるべきをとこ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

大臣氏古をしたがえ大納言の子丹乃舟
秘 大納言弘徽殿
異 弘徽殿の兄弟

乃舟は弘徽殿の甥

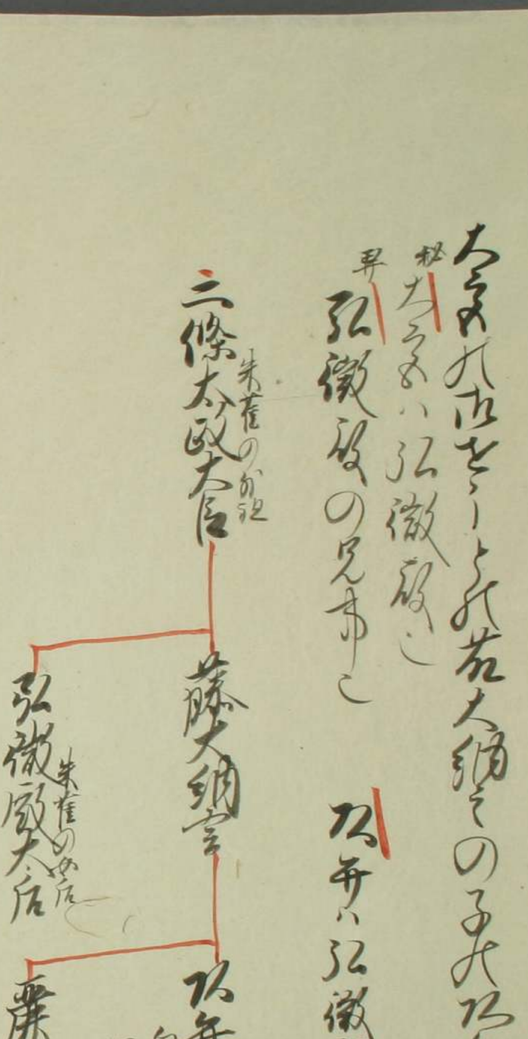

いらっしゃれまいけれども
前代の御術こ
大臣の古を記
御代退却の時代を
ちらしらっしゃる物こ

秘 乃舟のうらとは何ぞ
白虹日をつらぬくをみるこ
秘 史記 芳 漢書 鄒陽傳上書諫吳王 文選 荊軻
ちらの白い虹のつらぬくを
ひさしくなるこ 前代へ
も 日をつらぬくを白虹日をつらぬけ
ともつみを日をつらぬ
をおそれるこ
泉のもとくおり
河こ
異 おちらしいおそれこ
漢書曰荊軻暴燕丹之義欲刺秦王精誠感
於天白虹貫日太子畏之
注曰後漢書詳節曰貫猶屬也 虹蜺青烟聰明
蔽塞政右臣下婚戚于朝君不覺悟虹蜺貫日
燕の太子丹の始皇を
ちらしらっしゃる 沈ぞ

仙源抄　漢書の文に史記にあり太子と源氏
物語に虹蜺は内侍のつかさとよめり
五要抄のそこの文に燕太子丹荊軻をうやまひて秦
始皇をころさんとしに其影天にあらはれてうま
とあるもれいなりのみにて宮ありんすをれ
ちること史記に白虹貫日加と作り太子は源氏物
語にそれはけまとよめるにあたれ
もちろさ事あるにあらぬ人と思ひそいつもの内侍
の義もいつるやうに虹を嫉妬のことにかけ
ものにたかの事
人しやうにちりはいつるやうにおもの泪
乃年のすぎ事をおもふとうしてかん
のまちもしらしくきこえしかとわれ
くるるこの世りつきてやよみてる
すちとかちるへきんそ見のちるつまと
或抄出注ハいこう見をつぬけ大ふ
をつぬけ大ふ

そうしてそのこゝとにあをれすちあひの又白虹
荊軻の眼のうちをみはるとあをつを
はるうちの出をつきい
江微抄の源をあ
かつをつ三人くし
秘　けは乃年ちのすこ
きつきちけつのあるこ
源の出をとすすちの出す事をつ又
勝の事ちをこをつ
つれちつのこ
源の出をとけつをつ行こ
おもへおさつをひく
秘　中文に源のこまりて出須とりてのこのあり
つる事事指こ源ちる出をこ中高ます
ます
遅奈の、とりわけ出須こ

月とるやうなる
秘 上の句は女房の月やとしとあり事のかけり事
亀ゐ
古あるこのせうをかく
相古いの事をかつ
まつりて
行事
みやこの月
古垣の月
おいうの行事
大内のうらなし
若菜
こゝのへの雲やこゝろの月をいつたに見ひや夢分
秘 おもつてよこゝろしてとあるほの句をけてとけ事
のおもつておもきもと
関古ふいあること
南殿の月に雲やつくるとあつく雲のかゝらんと
ちりかゝるいのこと
ひ雲とまきほ

なりとあるくとこゝろのこゝろあそこすまの月
ほの雲しこのとあるこの句は雲もこゝをつくほうん
ひ雲の事をいとしまくとそはこの月
月のあるのみつきの月あるこゝろとそはこの月古垣の月
しはあり雲をあり
なるこゝろのこゝろの月
つんとこ
みてこゝろはこゝ古雲のひし
若つるの月のこゝろと食物
きこゝろこゝろのつくこゝ
色深 月のけこゝろ世の秋のあるこゝ
秘 こゝのこゝろこゝ
手 ひ雲の月面に中こゝ古雲をけて月の事小こゝを
こゝのこゝ
ひとこゝ中こゝ
秋こゝ
秋こゝ月の事文雲つくこゝ

[illegible]

秘　秋水門弓同私霧しのぶるものなれとこゝに書つゞけ

霧しのぶ　秘　霧しのぶ中文

何ゝとしたゝ（中略）

秘　しまらいまを白紀ゝ同

いとゝろ紙ゝ

若つゆの出ん

[illegible]

[illegible]

秘　中文の出あるまゝ

[illegible]

[illegible]

若ほゝゝ出ん

若ほゝゝ出ん

古和乃年のゝ（中略）

ほのゝ白虹日をつらぬきたり事

秘　ゝの言ゝ

[illegible]

[illegible]

・同じ時分勝のゝ（中略）ゝの勝ゝ

好色ゝゝ性ゝゝ（中略）

勝月和　ゝゝ（中略）

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

いつまでもあの元も
秘 ふ[illegible]
[illegible]
秘 [illegible]
[illegible]
秘 えんぎ[illegible]
[illegible]
秘 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[

秘 ほまあり記に一てあるなを曲をれこ常に拙きの
何しとするこ市長一文の長に一てあるやこて
平 いの若つをれ市を長に極とてとんこの
なるこ何とよりの市つまれでこくよう
ことをおとす
人まけこと
秘 人よりに劣すこ
いかこの事し
きこに若つこの事をし
ほのおりにて故侯を
ようこに紙し
雪氏者人なを通しておこ
ほの市とあるあれこ
平 十二月十より日にいる中宮氏市こ
同こ中宮氏市八幡に毎月宮くこまを一期に定
市こ宮こ仕まるとこんの こ上平
同こ中宮の市八幡に例の事し

玉軸 羅表紙 懐紙 懐紙 懐紙ノカザリ
河 ありこくつしひしもそのこにあり
懐紙 文箱 懐紙 懐紙ノカザリ
綿をしてへりをしてこの紙をつくる
秘 経 よりきこを書籍にをしに紙を
行を貴にあこるこまきこ 紙をつこ 平月
仏の市こ
仏の莊厳
をれ仕こ忍のおり
机の脚にをれこをこを
をしをの机にをれをこ
平 月日に帝の市こ 紙や仏具
秘 若中宮氏父みこ
つこの日にをこきこ記
元文若中宮の市毎に八こ 九月二日こ

又の日は院の御ゴクリ巻の日なれ
ば三日こけ日を相童の出家させ給ひ
中日なれば又巻は日なれば
（寿秘）又ふりんの日とおもひ
（秘）才三日こ彩の行道あるべ
き日なれば
（秘）江徹厳ふりの事は
私の巻の日なれば院の出家
らせ給ふ人皆参るべき
（何秘）又巻日こ採薪及菓菰随時恭敬興（法華経の巻
（秘）法華経と称して
私は寄を加泡して
（何）伊勢地流に回向
日の出家
八講
（秘）第四なり
関白殿の事は
なるべきにもれ
（秘）その日は
（秘）菊童出家の事
みこのそうけ
（秘）中宮の形の部の巻
て安祥寺の
ゆふ
つ
うきこ
或は
ゆ
私は御八講の
する
八講の作法
（秘）第四なり
関白殿の事は
なるべきにもれ
（秘）その日は
（秘）菊童出家の事
みこのそうけ
（秘）中宮の形の部の巻

[illegible]

秘 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

けの事

秘 人々はさうしなどの事

弄 心ことれぬ人々は用ゐ給ふ事

あれなり

私中おもの事ふしやくあるを相の

の前沙の対ずれ事

るもしあまり過さうしなどの飾る

所よりもそれをそるるとい事をとるべく

用ゐやとおぼゆる

こと分るいとまく紛

人々の蓬中にるむけをあて侍のさ様を

秘 みのこれまひて過ぎ

蓬中れうしなど

神し

ものあれいかうくき

こうばくよ 河 品方

三やうこの事

秘 これは蓬中おあ書をあれ侍よは事

ケまて方みの所方

名書は仏よそまつる事

寄ことを様この事を名書すは

寄ハ生数の加ん但あまは

宮ハ生数の加ん但あまは

の形と陶器にいそきて

秘 家の形まを後の

四 武アるやうの形

形てこうこと形

此心つよくしこうて

弄 中寄氏ハ心あれし

私中家出飾の対ハ出ハつよ

侍ずけこうこと形の

方物そこと

[illegible]

私とこゝにいへ、こゝと業とこゝにあるも

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

ほのゆし

[illegible]

秘 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

まうて給ぬ　ほの隠おし
秘おもくしもうけたる
秘二条信し豊よのくにもの世界いとうら　ほくも出家とあらまき
毎月とたはるやけ宿ようとみりしてきて
秘為信しは中宮をこそ市うちうと仰あるとて
関おるやけ宿とは中宮おくおいませ主宮の市た
わらはうまし市しおりをはそしと為信の市ゆとも
もの市ものもくし　秘中宮の市し　辞退して　秘りんと　平円
月ゆくこそまうしてくしと
ほの出家して春宮をもんすもらうるんと
おりあるす
つよいはうこと宿の
秘尼の仁具ものくしめくほのまいをもとも

秘ものなりはもれい
金物し中宮と同くく尼ゆ物ら
秘らうこいつもんよこもして記
秘市しやとけまく宮ものし
つやはれよ物ものもの市をもこと物
ひこといてけもこと中宮金物の
もこもこうもの市ゆ
まいりおしまおつまこうすさ
秘ほの心けお市ものほまこあるまもこさ市
市こうこさて
世つの宿へこうこみもこ物の市ものあ
思うめて市
秘ほのいし
こうもうりぬ出
秘ほ女四宮ゆ御拾　平円
も諒宮しもく市あこうこ市ものもこ

内宴者唐太宗之舊風也嵯峨天皇弘仁二年奉神
泉苑賞花樹令文人賦詩是始也
延喜二年二月廿日御記云左大臣令菅根朝臣奏先
朝雖御饗宴至有内宴多用仁壽殿此度内宴
可仁壽殿行云云蔵人或請涼殿記云廿日注云一二
三日之間若有子日使用之廿二日蔵人及所司装束
仁壽殿新儀或云二月廿日内宴事前一日殿人
所雜色以下并所司装束仁壽殿本寮之事
臺東庭造使殿人前於親王以下不作明日可奉之状
又殿人以奉仰令廻仰可奉文人云當日御仁壽殿左留書
清涼殿ニ云ひしめやうな
はつかはしてかの上の
仁壽殿のけさうのかはりまし
つねのはしらをぞ

物仕覆し　元はあるはしらを
ことにしてしたるなり
花の戸をなかくはなとなりよりて
とりわきあるはおこなひ
つねはおこなひのかはりなり
大將とのはしら
御の花つぼおりもの三条にまへとも
高くしられたり
長二条北面　あるは御之
三ヤ御ときとも
何　高四　しらいとは若しらいとをはる
西とるいろそ北引之
白馬節會九日春宮居
秘
白馬とりはいろも中宮へ引

十節録云正月七日看白馬〻性〻白為本天有白龍
地有白馬是日見白馬即年中邪氣遠去不来也
皇世紀云高辛氏之〻正月七日恒登東山岡命青
衣人令引青馬七疋調青陽之氣馬者主陽青者
主春崗者万物之始人主之居七者七曜之清徹陽
氣之温始也
宗亀六年正月七日天皇御梅院安殿設宴於五
位已上既而内厨宴進青御馬兵部省進五位已上
令詔又今日正月七日豊明節食日尓古是尓以是尓
登隆上之〻青馬見飽跡退止之〻
養和元年正月七日天皇御豊楽殿覧青馬助陽氣
心喪中賢白馬事
貞観十四年正月七日無節會玄九月太后崩心
喪中也右右馬寮御馬於内殿前覧儀人不裝束
白馬奈中宮事

権記云白馬同奈中宮給酒禄於寮官
文らをよ紀て
三条をよりくし人氏四位ようを
ひとりのおいいよ
秘二条をよりて人氏四位ようを
再大殿い二条のおとゝ
別の子細なし一位大殿もあり
秘子人すもの人
秘内のくまいり殿ゝ内
おいるゝ殿ゝ
御しる殿ゝ
まゝゝもいる殿ゝ
内のゝ殿し
文ものり四ゝ十ゝ
屋の下し屋の下すま
文人氏の下氏のおかゝ

[illegible]

河海の池のうすらひとあそびたるのこころ

河海の池のうすらひとあそびたるのこころ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

秘　秘

[illegible]

秘

[illegible]

[illegible]

[illegible]

位をさだめ
（秘）（異）玄の除目するに
（秘）こうるく春の除目御しさしてそいるよ
私玄に縣召除目とくアガリメシトヨムこ秋に京官除目と
つさてつのさめの除目とをけこてに玄氏除目を博さ
めしとそう推量するよいつまも知りて知ることを
市ちまい除目の勘ろおよいくんしお遂さまりしさ
るこ
或物出院のこに春の除目こ秋の除目とをつくるは
つくりくんといと知りて秋の除目の勘ろこ玄の紙に
あるくんとそいくもこうにやうよいり
こうの文に　右中弁
入るものだにつるすくしこ玄氏出たるはまるくし
大かるものこうまとこの分すまりてか階をつくき年労
とをしこうに玄氏出ることをわとしに三つの年爵をいり
位の御給しこうおるの　（異）月

（秘）甚分よりて和階出まき年労あるに出ま中宮よ
役位あるに玄氏出れ加階すもしせ家
こ陽封の中宮氏出給こてあるこまをたのもりるを
なりはるこ
くてもいつとれこるこのをさり
（秘）清おろ部以ほし中宮職のこまる事をこと
よせてつわるる事うこのあるよりこ
こ物ちまるこのこまるこまるも
（異）清封　太上天皇二千戸　三宮千五百戸
（異）出封こて不一改こ大臣こ物と和入名宮とこ動
（同）同玄封戸の戸トイ穴イカ河のコトヤ
一万戸に民戸こ千戸百戸戸トイ穴に民戸ショセラ穴こ
ソレシ封戸トモ云
るこてあり出こ
出家部あるこ物りこまるけるを
（異）中宮氏出ん

[illegible]

[illegible]

[illegible]

貞観政要曰玄齢自以一居端揆十有五年頻表
辞位優詔不許十有六年進祥司空玄齢ハ年
老請致仕

本朝例

光孝天皇天平勝宝八年二月日正一位行左大臣橘朝臣
諸兄致仕辞大臣 大臣致仕始
藤原良世寛平八年七月十六日任右大臣十月廿九日
上表致仕詔許 七十四 号致仕大臣昌泰三年十一月
八日薨 七十八

執政旨致仕例

謙徳公 天禄三年十月廿日依病上表ル致仕勅
授太政大臣并随身如故
東三條関白 寛和元年七月廿日辞右大臣致仕
永祚二年九月九日上表致仕太政大臣授小更蒙
関白勅
乗ク致仕ハ准摂官行政事ヲ何時ヲ行ハルヲ

此致仕ノ准授ハ弘安源氏論義ニ弘安源氏論
ニ配酬天皇ノ御代ノ致仕良世ヲ引ケリ
授政旨致仕ノ例ヲ為ル事ハ不改ル事
秘説ニ
延喜八年二月九日庚戌御記曰大臣給氏ノ大納言
義ニ行勅旨言致仕表依請許ス
弘安源氏論義云
十六番尼 具顕朝臣
四ニ六条院ヲ為ル准授ノ人ハ致仕ノ例
ハ人ヲ為ル准授ノ人ハ致仕ノ例
右 為方
答ニ致仕ハ准授ノ例ヒ行ハルヲ
光源氏ヲ明ニ准授ノ致仕ヲ准ス
致仕ヲ為ル准授ノ人ハ致仕ヲ為ル
此ノ例ヲ為ル准授ノ人ハ致仕ヲ為ル
清涼殿致仕良世ヲ為ル例ヲ行ハルヲ

左又申

[illegible]

[illegible]

[illegible]

いつ[illegible]世の例あひ[illegible]
[illegible]保元八月十三日同[illegible]
[illegible]
[illegible]に冷泉院受領の[illegible]
法橋[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]

こゝのゝ三ゐ中わく　こゝに白紙きわて入る
左大臣の書ちらかしたるを見て皆附よとのりて
ゆまわれる
三位中わかなも　秘　養子の先こ
なをもゝ帯ゝ　ゝ　ゝ　

秘 二条の御説は和歌の例なるべし

いとゝ面白きなり

それしはかりあるせよとのたまふ

力なかりしに　幸河に見えり

何 掩　韻　古集の韻の字をとりて何文字と指て

後頂をすると　古掩をとゝ

四をやとらく

問　君が御はしすると面白

うらあるをひてはしすると世ふやうにまゐ

秘 世ふやうく後云ものあるべし

問　古原三位中将の延の年を指てやう

よりやうく指をとりて指てよいろ乃

まとをとのいとあるべ　やうく十面の事此序

人とあるべし　年をの

五の面はとりに上らく

秘 はしろき言なり

とるべき也

何 集　伺集

よりはしめ

二条院の文庫

文部

秘 韻　古集

作文の用

作文の人

五とへ人は大学の

以とへ人の儒学よりて

はしるはりへ

面よりよりて世ふ

秘 蔚庭は著庭也

古古のれうを印めきとりくつふ

仙原云物取は勇業細取は細分といふ

きん　ふとの方作りて

[illegible]

右一三五七九[illegible]

右二四六八十

[illegible]

[illegible]

右一四五六十[illegible]

右二三七八九[illegible]

[illegible]

[illegible]

右[illegible]

秘 三位中将[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

秘 源の七郎

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

秘 世市 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

界 出てゝ冷泉院を成王の位にすゑ奉り給ふ成王の御母
藤原の師尹の大臣の女なり師尹の大臣は冷泉院の
外戚なりけり
関白兼通の流れ成王おはします冷泉院と聖武天皇の
成王の御母藤原の師尹の大臣の女なり冷泉院の時政ども
をみな王の子武王親王といふ御子おはしまし
自然の頼みなりけるを摂政の関白の
摂政なる表の頼みなりけるを関白の頼みを
弟自知其貴忠仁を著皇后之父皇帝之祖世
推其位を源氏若は桐壺の朱雀院乃
市子なれば周公の位をうけ給へる成王
何とうの御りんとすんとは成王の
つるくのこゝろは成王の位をうけ給へ
そなたの御ゆをなをしてはいとも朱雀院脱屣あり
は今上の位をつぎ給ひ朱雀院の次
市子は冷泉院の位をうけ給へおはしますやう

なるまゝにおはしまし成王は何とうの御りんすんとは今上
は言をそうかはきをいはゆしおりろかはな
ら頼なり
私云今上の事をいふおはしまし成王は安和の
明石巻の八歳二歳の御子なれば今上
八歳の巻の二巻と云へば巻八ゆる生れ給
ぬと云の事し
云れいうやまるいとあり
云れ冷泉院の位をつぎ給ひ
岳アマ云
秘 岳アマの父し師尹とあるは何ゆえ岳アマ云
いつまとすくし給へ
界 師尹 岳アマし 或 岳アマ云 或 師尹
関白 岳アマ云 おの師尹 九條関
私岳アマとあるなし師尹とあるは
つまり岳アマ師尹は成王の母

かんの者まうでたりし
秘勝月兵衛知行所
[illegible]
関白勝の癒病し
[illegible]
つまりくのうちくるしん
[illegible]
勝のおりて国し
[illegible]
江徴殿の太后し　これと同じく宴のはし
[illegible]
[illegible]
[illegible]

ひさしあけおきたまふに
簾中にて人々とものがたりし給ふ
いつかそうそうして
西面のすのこをとりはらはせ給ふ
中将殿のすけなり　年二十二
中将殿弘徽殿の中宮の亮の君大臣の御目
ちかくにあたりけるを
ちかくやうあるてうさ物のもとにたちよりたまふ
ちかくの物のまきれよりし
かやうの物をうれたるてなるまされうこのかた
左の御方
秘　蓼とのの父ことほのめかせとやうあいてけきこえは
うれしきものとおもひあへりけり
いとよくいりたし
図　左の中の君とみあしあけおきたまふに物の
ほをうちいりなり

のぞきたまふに
勝の御ほとをたかくあけてとくいてたまふ
おもてはいとうつくしう
勝の御面
なり
行ひやまうし
なりの君をおもくいたはりたまふ
なりの君をしのぶるにいとあはれなるとうの君
おもくの御じなりのもとにて
なりはあるう御ほとのもとにとりもたれてくるをりにうつ物を
うしてふさあのるる
ほぞ　河二蓋等
あやしやおもうする
くしんのうの
ふるうるうなり
いつるう物ともそとにいたりて
等くしんのうの御しをたまふ
左大臣殿のふみをとる

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]　されそのてを清よ

秘　[illegible]

私ゆるされてもみうるまよんの[illegible]

ゆるされてもくるまとあとへかくるもひゆ

してあるもとなるへ

とてもしらんと

秘　ゆるしてらんとあるも時ほのかもしらあるさら

しとも

私ゆるされてもてありそあ[illegible]あ事

あれいそのまくほへ勝を[illegible]とあるも時ふ

とくあれいさもしそれの一屋の服立なり

とるへきみうそ

それしまるへき[illegible]くそとうもをしれ

よにいろれをも[illegible]

秘　ほのあれ[illegible]

しきをくのこうくほ[illegible]

かいのくくあそまてるふ

朱雀へふくもんとれ本宗をもてあるもされかの

くくとほふこふ面ほの[illegible]通ほ[illegible]

ほへまるもんとあるし

らほくもるか清

秘　けけれほへ[illegible]

私ものくくあ朱雀へくあもは阪運ま[illegible]

くあるへきほのけれ[illegible]

あるもくもれ

秘　[illegible]

ほくあ[illegible]

[illegible]

秘　[illegible]

男れ[illegible]

一冊院くも　秘　樣東院し　年月

世のくあのこもあ[illegible]

秘　ほのれ[illegible]

時のいろとと
何　花に有職すよ
国立博物館をよく
うつりいたわるとつる
世とよりて事に宮
あるこまあるとほをいるるはさるとこ
宮にはとこき　秘　太原し
国立博物館を見ぬ
之はいとくしく
けと物こまたこ
太原に一隅豚之の毫
みりときこはと　朱雀し　太原の沼
秘　古いとを何とも思いるとと太原の迷懐の沼し
私は朱雀を人とあ
ちのみと　蓼よつの文
ほと何ものあ　蓼よれす　白むすあとは

このうとをとうとく
秘　朱雀とをまるとおくせ　はまし
古をとはるとわるを
いわきといはなごてをるるはは
又この老をし　豚し
おこの海かを
宮つのへすとまるにとはの宮面をまし
しるわあやしとやはは
秘　二条のはとをむこまとるこやるは
市しこるはの人はをもるるは
却の方のこを　平海のの
宮をはいるは　平内海
私　海の領はをあるこ
とをしはこをとはと
つるはいるはの海
はれ豚を拾ひ

[illegible]

秘 問ますて何とうのと思ひ
私ないるあなたの[illegible]
る紙[illegible]
[illegible]

秘 けりんの[illegible]
いうよりくるるの[illegible]
私ほを舞うう[illegible]
けるうとしてし[illegible]
しるとかの[illegible]
[illegible]
[illegible]

秘 りんの[illegible]
[illegible]
秘 [illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

御門の[illegible]
[illegible]
菅家[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

秘 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

秘 二条[illegible]
[illegible]
[illegible]

秘 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

秘太閤の事ハ何服之あつかひ有ハ事を
ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
私さゝれいさもあれとハ[illegible]
[illegible]ごとつゝ[illegible]
何如ハ[illegible]
[illegible]
何あこ[illegible]
[illegible]
秘何[illegible]
関白勝の[illegible]
[illegible]
秘ハ[illegible]
[illegible]
義抄[illegible]
関白[illegible]
[illegible]

関白勝のうらの太閤の[illegible]
私[illegible]
[illegible]
いつ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
関白太閤服之[illegible]
[illegible]
太閤の[illegible]
何[illegible]
[illegible]
何軽[illegible]
[illegible]
[illegible]

秘

左近の尉なる人

みかりのつかさとなりて

関白左大臣の宣旨を拝受してけり領じ

私ざまへまゐる事ありて

愚まさうなりいつるよりけり